民事信託の活用が広がるための環境づくり
一般社団法人
民事信託活用支援機構
Member's News
2024.4.10　No196

専門家協議会　会員　ニューズレター

発行･編集
一般社団法人　民事信託活用支援機構
TEL：03-3524-7258　FAX:03-5259-8024
http://www.shintaku-shien.jp/

家族サポート証券口座制度

高齢者が所有する上場株式や投資信託などの有価証券（以下、上場株式や投資信託などの有価証券を金融商品といいます）の管理・運用について、日本証券業協会（以下、日証協といいます）より、2025 年 2 月 19 日に、「家族サポート証券口座」という新たな証券口座の制度要綱が発表されました。
https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/kazokusupport.html

将来の認知判断能力の低下に備えて、信託を活用した管理・処分が、証券口座の使い勝手の関係から、進めづらかった有価証券。今後、この家族サポート証券口座を利用して、高齢者が所有する金融商品の管理・処分が進んでいくものと思われます。今回のニューズレターでは、日証協より公表された家族サポート証券口座の制度要綱を取り上げて、そのポイントを紹介したいと思います。

●家族サポート証券口座のコンセプト

日証業は、2022 年 7 月、「資産所得倍増プラン」への提言において、「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」として、任意代理の契約書で代理人の権限の範囲を明確化しておくことにより、高齢者やその家族が資産の管理・運用ができるような制度を構築することを提言し、「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」を設置して、その検討を行ってきました。そして、同ワーキング・グループの検討をふまえてとりまとめた、「家族サポート証券口座　制度要綱」を 2025 年 2 月 19 日に公表しました。

家族サポート証券口座のコンセプトとして、①本人と信頼できる家族（配偶者や子供など）の間で任意代理契約を利用することによる極力シンプルな仕組み、②任意代理契約により、あらかじめ明らかにされた顧客本人の意思に基づいて、認知判断能力が低下・喪失した後でも代理人である家族を通じて継続して金融サービス（保有する金融商品の管理・運用）を受けられる仕組み、③代理人による代理取引や出金目的を証券会社が確認し、金銭の引き出しを本人名義の金融機関口座とすることで、代理人による代理権の濫用を防止する仕組み、の 3 点をあげています。そして、家族証券サポート口座は、高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる複数の制度のラインナップの一つとして提案するものとしています。

●家族サポート証券口座の利用の流れ

以下に、家族サポート証券口座の取引までの流れを簡単に記します。

金融商品を所有する本人の認知判断能力の低下に備えて、本人や本人の家族が証券会社に相談すると、証券会社は家族サポート証券口座の内容を説明します。

証券会社の説明を受け、本人と本人の家族が、家族サポート証券口座の利用を望んだ場合、本人と家族は、証券会社のサポートも受けながら、資産状況、資産の取り崩しや運用する場合の取扱い方針を確認し、代理人の選定を行います。

証券会社より、委任契約書のひな形を提示し、そのひな形をもとにして本人と家族代理人となる者が委任契約書案を作成し、公正証書にする前に証券会社と共有します。その後、本人と代理人の間で委任契約の公正証書を作成します。

委任契約の公正証書を作成した後、家族サポート証券口座の利用申込書兼家族代理人届と公正証書の写しを証券会社に提出します。証券会社の確認で内容に問題がなければ、家族サポート証券口座は開始します。口座が開始しても、引き続き本人による取引は継続します。

口座サービス開始後、本人の認知判断能力が低下したことで、代理取引をいよいよ開始するときに、代理取引開始届を証券会社に提出します。開始届を受け付けた証券会社は、家族代理人の適合性確認を行い、問題がないようであれば、代理取引が開始されます。

代理取引開始後、証券会社は、家族代理人からの注文等を受注し、取引が代理権範囲外の取引になっていないかを確認します。

証券会社は、取引報告書等を家族代理人に送付します。

●家族代理人と家族代理人の管理・運用方針

家族サポート証券口座の代理人の範囲は、国内居住者である配偶者及び成人の直系卑属。ただし、上記に該当する者が存在しない場合には、兄弟姉妹又はその代襲相続人である成人の甥姪までが範囲となります。

家族代理人は、委任契約で定める管理・運用方針に従って本人の証券口座にある資産の管理・運用を行います。家族サポート証券口座の管理・運用方針は、代理人に任せる範囲を限定して行う方法と、代理人の判断において行う方法の２つがあります。

家族代理人の運用方法は、本人と家族代理人とで相談して、以下から選択し決定します。①現在本人が保有している商品分類の範囲内とする、②商品分類を本人・家族代理人間で決定する、③家族代理人が商品分類を決定する。

●家族サポート証券口座の利用の停止又は終了

口座の利用停止または終了は、以下の２点から行われます。①証券会社が本人と家族代理人のある状況を認めたとき、②ある事象が生じたとき。

・証券会社が状況を認めたとき

証券会社が、本人と家族代理人に以下の状況を認めたとき、口座は利用停止又は終了します。①本人・家族代理人間の信頼関係が失われた、②代理取引開始をめぐりトラブル等が発生した、③代理人が自らの利益のために本人の利益を毀損するなど、代理権を濫用した、④その他代理取引を継続することが適当ではない

・事象が発生したとき

本人又は家族代理人に以下の事象が生じたとき、口座は利用停止又は終了します。①本人又は家族代理人が死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき、②本人又は家族代理人が成年後見、保佐又は補助の開始の審判を受け、同審判が確定したとき、③本人又は家族代理人について任意後見契約が締結され、任意後見監督人選任の審判がされたとき、④本人又は家族代理人が所得税法上の非居住者となったとき、⑤委任契約が無効となり又は取り消されたとき、⑥委任契約が解除されたとき。

また要綱では、本人が補助の開始の審判を受け、同審判が確定したとき又は任意後見契約が締結され、任意後見監督人選任の審判がされたときについて、補助人や任意後見人の金融商品取引に関する同意権・取消権、代理権の内容を証券会社が確認し、家族サポート証券口座を継続することも考えられるとしています。

●家族サポート証券口座に関する筆者の感想

筆者は、証券会社に勤務し証券営業をした経験があります。また、信託会社で金融資産を運用する信託の引き受けの営業をした経験もあります。そのような経験から、家族サポート証券口座は、証券会社の事務と営業の実態をふまえて、高齢者が所有する金融資産の活用とその子供世帯の資産形成に活かせるよう、うまく代理を利用して制度設計したと考えています。もちろん代理では実現できないこともあり、万能とは言えないのですが、証券会社の現場は、この口座が「なじむ」と感じています。

今後、家族サポート証券口座の利用が進み、証券会社は民事信託への対応により消極的になるのではと心配する読者も多いと思います。家族サポート証券口座の運用が始まると、行き過ぎた代理権の濫用などの課題も生じるかもしれません。今後の利用について注目していきたいと思っております。

そして、家族サポート証券口座の要綱を読んで、筆者は、証券会社の信託口口座の使い勝手は、残念ながら今以上によくなることはないかもしれないと危惧しています。家族サポート証券口座は、高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる複数の制度のラインナップの一つとして提案すると、日証協が言うならば、民事信託も制度のラインナップの一つとして、その利便性の向上を検討していただきたいと思います。

（石脇俊司　民事信託活用支援機構理事）